

品川区社会的養育推進計画 (素案)

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

令和8年●月
品川区

目次

本計画における主な用語の解説	1
第1章 総論	4
1 計画策定の背景.....	5
2 計画の概要と基本的な考え方.....	6
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画期間.....	8
5 計画の検討体制と進捗管理.....	8
第2章 品川区の状況	10
1 人口等.....	11
2 児童相談所の運営状況.....	13
3 里親等の状況.....	15
4 児童養護施設の状況.....	17
5 代替養育を必要とする子ども数の推計.....	19
6 品川区における主な課題.....	21
第3章 品川区における具体的な取組	22
1 当事者である子どもの権利擁護の取組.....	23
2 妊娠期から切れ目ない子ども家庭支援体制の充実.....	26
3 一時保護改革に向けた取組.....	32
4 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組.....	35
5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組.....	39
6 児童養護施設等の機能強化.....	44
7 社会的養護経験者等への自立支援の推進.....	48
8 児童相談所の強化等に向けた取組.....	52
参考資料	54

本計画における主な用語の解説

○社会的養育

すべての子どもの胎児期から自立までを対象とし、社会全体で保護者とともに子どもの養育に対して責任を持ち、支援することをいいます。

○社会的養護

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で保護・養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

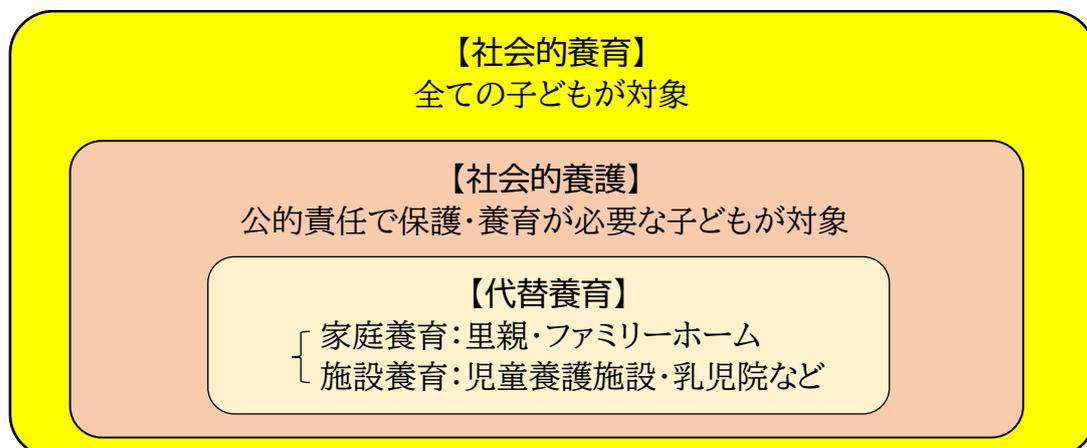
《具体例》

- ・在宅指導措置（児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号）
- ・里親や施設等への措置（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号）
- ・一時保護（児童福祉法第 33 条）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホームなど）の利用
- ・保護者との契約で入所する障害児入所施設やショートステイ
- ・母子生活支援施設への入所

○代替養育

社会的養護のうち、保護者と分離されて行われる養育（一時保護を含む）をいいます。

【参考】社会的養育のイメージ図



○家庭養育優先原則

国および地方公共団体の責務として、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則としたうえで、家庭での養育が困難または適当でない場合は、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託などの家庭と同様の養育環境での養育を優先し、それが難しい場合は、できる限り良好な家庭的環境を有する小規模かつ地域分散化された施設で養育されるよう、必要な措置を行う考え方をいいます。

○パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした、継続的・安定的な育ちの場を子どもに保障することをいいます。

○里親

社会的養護を必要とする子どもを自らの家庭に迎え入れ養育する者のことをいいます。里親には次の4種類があります。

- ①養育家庭：養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり、養育する里親（養育里親）をいいます。
- ②専門養育家庭：専門的なケアを必要とする虐待を受けた子ども、非行等の問題（専門里親）を抱える子ども、障害のある子どもなどを一定期間預かり、養育する里親をいいます。
- ③養子縁組里親：特別養子縁組にて養親となることを希望する里親をいいます。
- ④親族里親：両親が死亡、行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等が里親となり、その子どもを養育する家庭をいいます。

○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

養育家庭や児童養護施設の経験豊かな養育者などが、複数人の子どもをその住居（定員5～6人）に迎え入れ養育する事業をいいます。

※本計画では、里親およびファミリーホームを「里親等」と表記します。

○フォスタリング機関

里親制度の普及啓発、リクルート活動、里親向けの研修・トレーニング、里子の養育支援など、里親が安心して子どもを養育できるよう包括的な支援を行う機関をいいます。

○児童養護施設

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども（概ね2歳から18歳まで）を家庭に代わって養育し、あわせて退所後の相談やその他自立のための支援を行うことを目的とする施設をいいます。

○乳児院

さまざまな事情により家庭で生活できない乳幼児を預かり養育し、あわせて退院後の相談やその他の支援を行うことを目的とする施設をいいます。

○児童自立生活援助事業

義務教育終了後、児童養護施設等の措置を解除された者等に対し、共同生活を営む住居等において相談その他日常生活の支援および生活指導または就業の支援等を行う事業をいいます。

○「こども」「子ども」「若者」「児童」

「品川区こども計画」において、「こども」「子ども」「若者」の語は、こども基本法等の考え方を踏まえ、以下のとおり定義していますが、児童相談所の支援対象年齢が原則18歳未満であることを踏まえ、本計画では原則「子ども」の語を用います。児童福祉法における「児童」と同じ意味です。

ただし、自立支援の取組など18歳以降の方を対象とする事業もあるため、その場合は「若者」の語を用います。また、法令や固有名詞などについては「こども」「児童」の語を用いることもあります。

<参考> 「品川区こども計画」における用語の定義

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね18歳まで	青年期 概ね18歳～概ね 30歳未満まで	ポスト青年期 概ね30歳～ 40歳未満まで	ポスト青年期以降 40歳～
こども					
子ども					
		若者			

※こども基本法において、「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

第1章

総論

1 計画策定の背景

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 27 年度に年間 10 万件を超えるなど、増加傾向が続いています。

こうした中、平成 28 年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることや「家庭養育優先原則」が規定されるとともに、児童相談所設置自治体の拡大が行われ、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。その後、平成 29 年には厚生労働大臣の下に開催された有識者検討会にて「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、市区町村を中心とした子ども家庭支援体制ならびに包括的里親支援体制の構築、代替養育における家庭と同様の環境における養育の推進、パーマネンシー保障など、改正児童福祉法の理念を実現するための具体的な工程と目標が示されました。

また、国は都道府県等（都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市）に対し、令和 2 年度から令和 6 年度（前期）と令和 7 年度から令和 11 年度（後期）の 2 期を期間とする「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求め、これを受け、各都道府県等は計画を策定し、児童虐待防止や社会的養護に関する各種施策の推進を図ってきました。

しかし、令和 2 年度には全国の児童虐待相談対応件数が年間 20 万件を超えるなど、子どもや家庭を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

これらの状況を踏まえ、令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法では、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、こども家庭センターの設置、妊産婦等生活援助事業の創設、子どもの権利擁護に係る環境整備、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化などが盛り込まれました。

さらに、令和 6 年度に各都道府県等が策定した計画が前期末を迎えるにあたり、全国の里親等委託率^{※1}が国の掲げる目標値（乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上）に達していないこと等を受け、国は都道府県等に対して既存計画の全面的見直しと新たな計画の策定を求めました。

区は平成 28 年児童福祉法改正を受け、区立児童相談所開設に向けた運営体制整備や人材の確保・育成を進め、令和 6 年 10 月に児童相談所を開設しました。開設からこれまでの運営状況を踏まえ、児童相談所設置市として区の社会的養育の考え方を示すために「品川区社会的養育推進計画」を策定します。

※1 里親等委託率：「里親・ファミリーホーム委託数＋児童養護施設・乳児院措置数」に占める「里親・ファミリーホーム委託数」の割合

【参考】令和 5 年度末の全国平均：3 歳未満 26.9%、3 歳以上就学前 33.8%、学童期以降 23.1%、合計 25.1%

2 計画の概要と基本的な考え方

(1) 概要

本計画は、国が作成した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日）」に基づき、区の社会的養育の現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取組内容などを示すものです。

区は、令和6年10月に児童相談所を開設した児童相談所設置市として、家庭での養育支援から代替養育まで一貫した社会的養育の体制整備を行い、すべての子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を追求することを目的とし、本計画を策定します。

(2) 基本的な考え方

子どもの最善の利益を図るため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画とします。

具体的には、まず家庭支援事業等を活用した予防的支援により、家庭維持のための最大限の努力を行います。そのうえで、子どもの安全確保やアセスメントの必要性がある際には一時保護を行い、子どもの権利擁護が十分に図られていることを前提として、パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、家庭復帰または代替養育を検討します。

家庭復帰や親族等による代替養育が困難である場合は、まず、里親またはファミリーホームの中から、子どもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討します。里親またはファミリーホームが代替養育先として適当でない子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うなど、家庭と同様の環境における養育を推進していきます。

【参考】「家庭と同様の環境における養育の推進」イメージ図



出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて（令和7年11月）」

3 計画の位置づけ

(1) 区における位置づけ

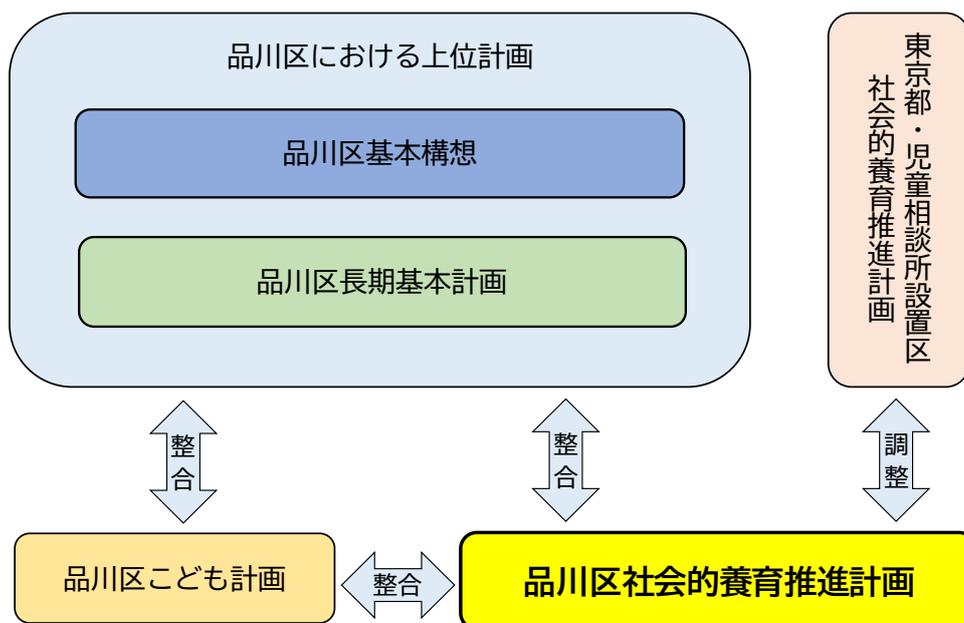
本計画は、児童相談所設置市として区の社会的養育の考え方を示すものになりますが、基礎自治体が児童相談所を設置していることや、支援が必要な妊産婦・子育て家庭についての地域における支援の取組強化を目指すこと等を踏まえ、こども基本法に基づく区の子ども・若者・子育て施策の総合計画である「品川区こども計画」および区の上位計画である「品川区基本構想」や「品川区長期基本計画」と整合を図ります。

(2) 東京都や児童相談所を設置する特別区との関係

東京都では、都内全域を対象とした「東京都社会的養育推進計画」を策定しており、区はこれまで東京都の計画に基づき施策を推進してきました。

児童相談所を設置する特別区（令和7年度末時点で10区が設置済）および東京都の間では、一時保護所・児童福祉施設への入所や里親等への委託などについて、広域で利用できる仕組みを導入しています。そのため、本計画の策定にあたっては、東京都や児童相談所を設置する特別区が策定した社会的養育推進計画とも調整を図っていきます。

《計画関係図》



4 計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間とします。

5 計画の検討体制と進捗管理

(1) 検討体制

本計画の策定にあたり、当事者である子どもへのアンケートや社会的養護の養育者（里親・児童養護施設職員）へのヒアリングを実施したほか、品川区児童福祉審議会にて意見をいただき、その内容を反映させました。

また、広く区民から意見を聴取するために、区民意見公募手続（パブリックコメント）も実施しました。

(2) 進捗管理

本計画の取組状況について評価することを目的として、評価のための指標を設定します。

設定した指標について、計画期間内の毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、品川区児童福祉審議会に報告します。

点検と評価により明らかになった課題については、適宜見直しを行うなど適切なPDCAサイクルの運用を行います。

【参考】国の策定要領で示す記載事項

- ① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- ③ 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- ④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑫ 障害児入所施設における支援
- ⑬ 留意事項

【本計画における国要領で示す記載事項の反映状況】

大項目	中項目	国要領 対応番号
第1章 総論	1 計画策定の背景	①⑬
	2 計画の概要と基本的な考え方	
	3 計画の位置づけ	
	4 計画期間	
	5 計画の検討体制と進捗管理	
第2章 品川区の 状況	1 人口等	-
	2 児童相談所の運営状況	
	3 里親等の状況	
	4 児童養護施設の状況	
	5 代替養育を必要とする子ども数の推計	⑤
	6 品川区における主な課題	-
第3章 品川区に おける具 体的な取組	1 当事者である子どもの権利擁護の取組	②
	2 妊娠期から切れ目ない子ども家庭支援体制の充実	③④
	3 一時保護改革に向けた取組	⑥
	4 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障 に向けた取組	⑦
	5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組	⑧
	6 児童養護施設等の機能強化	⑨⑫
	7 社会的養護経験者等への自立支援の推進	⑩
	8 児童相談所の強化等に向けた取組	⑪

第2章

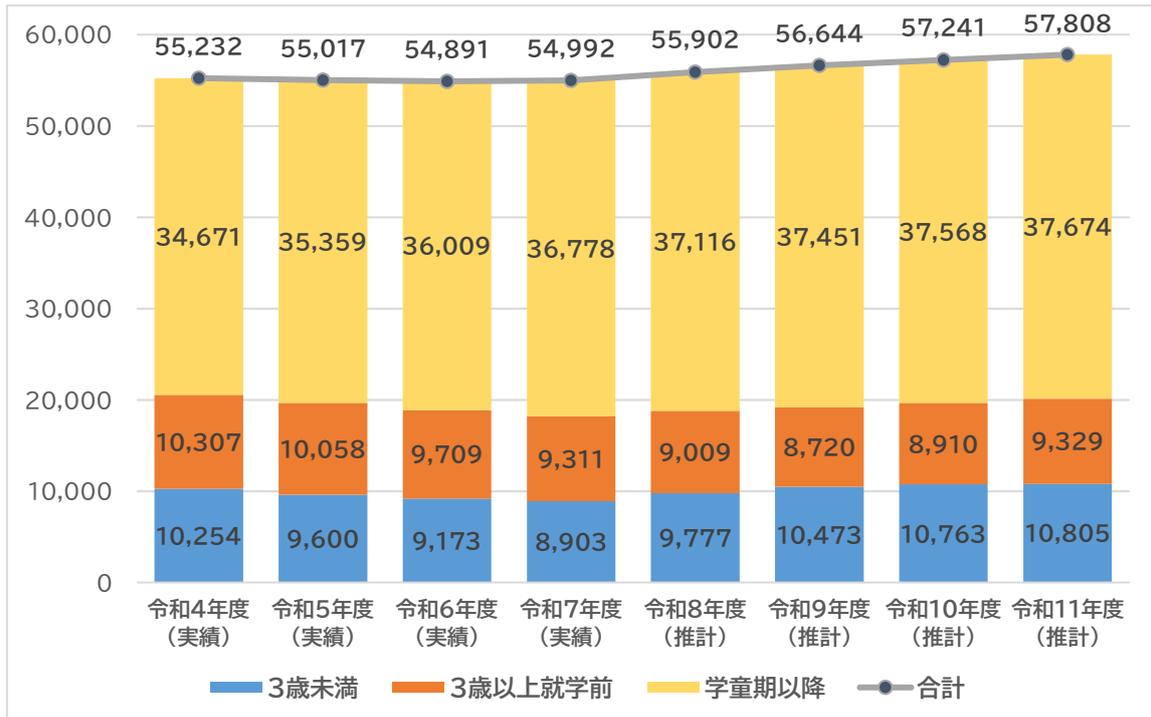
品川区の状況

1 人口等

(1) 子ども人口の推移および推計

区における 18 歳未満の子ども人口は概ね 5 万 5 千人を推移していますが、令和 8 年度以降の推計ではゆるやかな増加が続く見込みです。

(単位:人)



出典：令和 4 年度から令和 7 年度は住民基本台帳（4 月 1 日）より作成、令和 8 年以降は将来推計値

(2) 社会的養護のもとで育つ子ども数

令和 7 年 3 月末日現在、里親や児童養護施設等の社会的養護のもとで育つ区の子どもは 84 人となっています。

東京都全体ではここ数年約 4 千人前後で推移しており、都全体に占める区の子どもの割合は 2 % 程度となっています。

【社会的養護のもとで育つ区の子ども】

(単位:人)

施設等種別					
里親等			児童養護施設	乳児院	計
養育家庭	ファミリーホーム	養子縁組里親			
12	1	2	64	5	84

子どもの養育委託・入所措置について、都内では広域調整の仕組みを導入しており、区児童相談所が支援を行う子ども（本計画では「区の子ども」と表記します。）が区外の里親・施設等に養育委託・入所措置されることや、反対に、区外の児童相談所が支援を行う子ども（本計画では「区外の子ども」と表記します。）が区の里親・施設等に養育委託・入所措置されることもあるため、内訳は以下となります。

	区内の里親・施設等							区外の里親・施設等						
	里親等			児童養護施設		乳児院	計	里親等			児童養護施設		乳児院	計
	養育家庭	ファミリーホーム	養子縁組里親	本体施設	グループホーム			養育家庭	ファミリーホーム	養子縁組里親	本体施設	グループホーム		
施設数 (登録家庭数)	19	-	14	1	3	-	37	-	-	-	-	-	-	-
定員数※	19	-	14	36	12	-	81	-	-	-	-	-	-	-
区の子ども	2	-	0	1	2	-	5	10	1	2	44	17	5	79
区外の子ども	6	-	3	32	10	-	51	-	-	-	-	-	-	-

※養育家庭、養子縁組里親については登録家庭数

【参考】東京都の状況（「東京都社会的養育推進計画（令和7年3月）」より抜粋）

ここ数年、社会的養護の措置児童数は4,000人前後で推移しています。



※児童養護施設入所児童数及び乳児院入所児童数については各年度3月1日現在、養育家庭等委託児童数及びファミリーホーム委託児童数については、各年度末現在

資料：福祉局

2 児童相談所の運営状況

(1) 相談受理状況

令和6年度における区児童相談所開設後の相談受理件数は、半年間で707件（うち虐待相談は488件）となっています。

区児童相談所開設にあたり、虐待の通告窓口を児童相談所に一元化したこともあり、相談受理件数は開設前から引き続き高止まり傾向となっています。

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度		
		4月～9月	10月～3月	計
養護相談	813	473	538	1,011
内 虐待相談	685	404	488	892
訳 養育困難その他	128	69	50	119
障害相談	183	80	92	172
非行相談	28	22	12	34
育成相談	49	33	40	73
保健相談	33	19	3	44
その他			22	
合計	1,106	627	707	1,334

※令和6年9月以前は、東京都品川児童相談所における品川区の件数

(2) 一時保護の状況

① 一時保護所の入所状況

令和6年度における区児童相談所開設後の一時保護所に入所した子どもの数は、半年間で延べ78人となっています。

区児童相談所開設以降は、区が一元的に児童相談所と子ども家庭支援センターを運営することで、虐待の初動対応から一時保護までの一連の流れが迅速化されたこともあり、一時保護を行った子どもの数は開設前に比べて大きく増加しています。

（単位：人）

	令和5年度	令和6年度		
		4月～9月	10月～3月	計
入所延べ人数	54	46	78	124

※令和6年9月以前は、東京都品川児童相談所における品川区の人数

② 一時保護所入所率、平均保護日数

令和6年度における区一時保護所の平均入所率は126.4%、一人あたりの平均保護日数は41.3日となっています。

定員以上の受け入れが続いており、保護日数も長期化している状況にあります。

【一時保護所入所率、平均保護日数】

	令和6年度
入所定員 (A)	14人
一日あたり平均入所数 (B)	17.7人
平均入所率 (B/A)	126.4%
一人あたり平均保護日数	41.3日

【参考】東京都の状況（「東京都社会的養育推進計画（令和7年3月）」より抜粋）

緊急での一時保護が必要なケースも多く、都一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は、50日を超える状況です（全国平均32.7日：令和3年度）。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所定員 A	237人	237人	250人	250人	237人
1日あたり平均入所数 B	269.2人	248.4人	266.1人	319.3人	324.4人
平均入所率 $B \div A$	113.6%	104.9%	114.5%	127.8%	129.8%
一人あたり平均保護日数	41.9日	42.6日	44.4日	52.5日	54.6日

資料：福祉局

3 里親等の状況

(1) 里親登録家庭数・委託子ども数の状況

区の里親登録家庭数は、令和7年3月末日時点で33家庭（うち4家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は29家庭）です。その内訳は、養育家庭19家庭、養子縁組里親14家庭で、専門養育家庭、親族里親の登録およびファミリーホームはありません。

子どもが委託されている区の里親は11家庭（養育家庭8家庭、養子縁組里親3家庭）となっています。

区の里親稼働率^{※2}は37.9%で、里親登録率^{※3}は36.9%となっています。東京都社会的養育推進計画（令和7年3月）によると、令和5年度における東京都全体の稼働率は41.3%、登録率は42.5%であり、区の稼働率および登録率は東京都全体よりもやや低い割合となっています。

	登録 家庭数	子どもが委託されている家庭数		稼働率		登録率
		区の子ども	区外の子ども	(内訳)	(全体)	
養育家庭	19 家庭	8 家庭		42.1%	37.9%	36.9%
		2 人	6 人			
養子縁組 里親	14 家庭	3 家庭		21.4%	37.9%	36.9%
		0 人	3 人			

※2稼働率：里親等が実際にどの程度子どもを受託しているかを示す指標であり、以下の数式により算出。

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}{(\text{里親登録家庭数} \times \text{平均受託子ども数}^{\text{※4}}) + \text{ファミリーホーム定員数}}$$

※3登録率：代替養育を必要とする子どもを里親等に委託するための体制が数値上どの程度整っているかを示す指標であり、以下の数式により算出。

$$\frac{(\text{里親登録家庭数} \times \text{平均受託子ども数}^{\text{※4}}) + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設措置子ども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}$$

※4平均受託子ども数：子どもを受託している里親に占める受託子ども数の割合。

※稼働率を算出するための平均受託子ども数は区里親の令和7年3月末日時点での実績値（1.00人）、登録率を算出するための平均受託子ども数は区の子どもを受託している里親の令和7年3月末日時点での実績値（1.07人）をもとに算出。

(2) 里親等委託率の状況

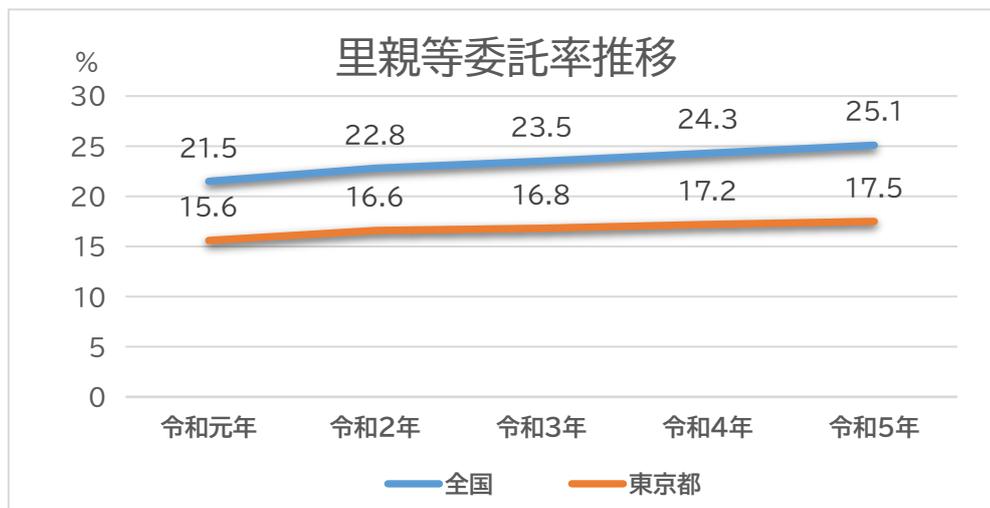
区の里親等委託率は、令和7年3月末日時点で合計17.9%です。年齢別にみると3歳未満の40.0%が一番高く、措置されている区の子どもの大半を占めている学童期以降は15.3%となっています。

	里親等委託率	措置数 (区の子ども)	内訳				
			養育家庭	養子縁組 里親	ファミリー ホーム	乳児院	児童養護 施設
合計	17.9%	84人	12人	2人	1人	5人	64人
内訳	3歳未満	40.0%	-	2人	-	3人	-
	3歳以上 就学前	28.6%	2人	-	-	2人	3人
	学童期 以降	15.3%	10人	-	1人	-	61人

国全体と東京都全体の里親等委託率は上昇傾向です。区の令和6年度の委託率は令和5年度の東京都全体とほぼ同じ割合ですが、全国平均と比較すると低くなっています。

【参考】国・東京都全体の里親等委託率について

※こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて（令和7年11月）」および「東京都社会的養育推進計画（令和7年3月）」の数値をもとに作成



4 児童養護施設の状況

(1) 入所数

令和7年3月末日現在、区内の児童養護施設(1施設)に入所している子どもは、本体施設33人、グループホーム※⁵12人、合計45人となっています。

入所数		45人(うち区の子ども3人)
内訳	本体施設	33人(うち区の子ども1人)
	グループホーム	12人(うち区の子ども2人)

※⁵グループホーム：本体施設から独立した家屋で4名以上6名以下の子どもを対象として、より家庭的な環境の中で養育を行う児童養護施設。

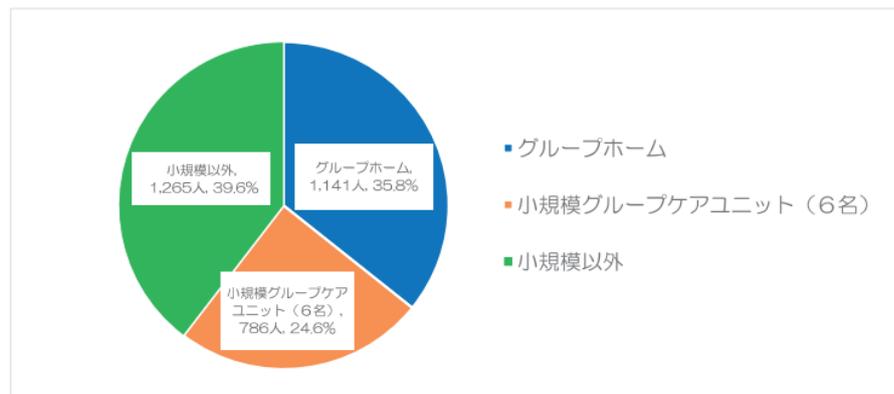
(2) 小規模化・地域分散化の状況

区内児童養護施設では、できる限り良好な家庭的環境の促進を図るため、令和7年3月末日現在、3か所のグループホームを設置しており、本体施設の6人以下のユニットケアとあわせて、小規模化・地域分散化を進めています。

本体施設 (ユニット)	6人定員	6ユニット
	定員数	36人
グループホーム	4人定員	3か所
	定員数	12人
合計定員数		48人

【参考】東京都の状況(「東京都社会的養育推進計画(令和7年3月)」より抜粋)

児童養護施設における小規模化の状況は、令和6年9月1日現在で、グループホームが1,141人と児童養護施設定員の35.8%となっています。本体施設で行っている6名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の60.4%です。



資料：福祉局

(3) 個別的ケアが必要な子どもの入所状況

区内児童養護施設に入所している子どものうち、個別的ケアが必要な子ども^{※6}の入所状況は、令和7年3月1日現在、45人中37人となっており、その割合は82.2%になっています。東京都内でも、個別的ケアが必要な子どもの割合は増加傾向で推移しています。

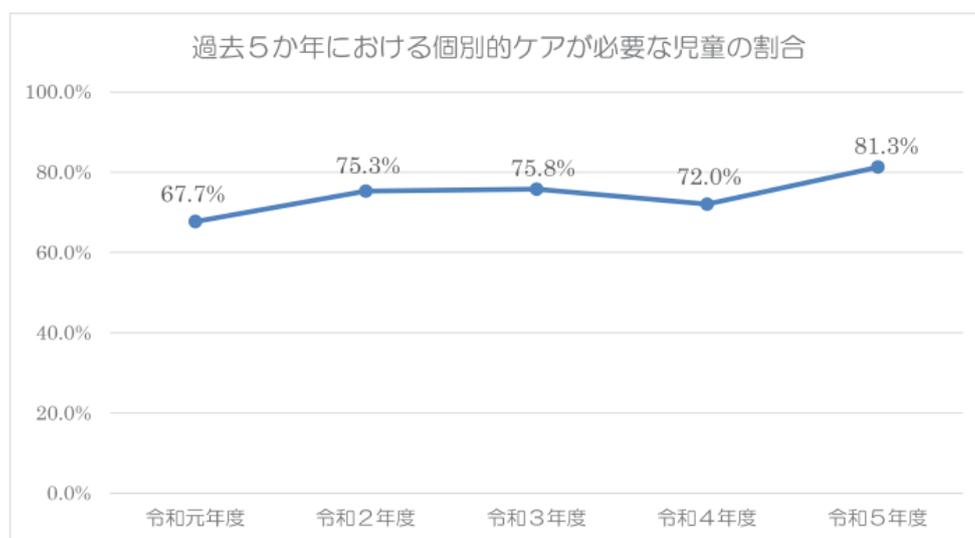
※6 個別的ケアが必要な子ども：

反社会的行為、非社会的行為を行う子どもや、精神・発達的な問題、情緒的な問題、健康上の問題がある子どもなど、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする子どものことをいいます。

【参考】東京都の状況（「東京都社会的養育推進計画（令和7年3月）」より抜粋）

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、増加傾向で推移しています。

また、令和5年度における個別的ケアが必要な児童の状況では服薬管理等が必要な児童の割合が高くなっています。



資料：福祉局

5 代替養育を必要とする子ども数の推計

(1) 推計にあたっての考え方

本計画において、代替養育を必要とする子ども数は、「保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもであって、里親・ファミリーホームに委託し、または児童養護施設・乳児院に入所させて養育することが必要である者の数」と定義します。

都内では里親等委託・施設入所措置について広域調整の仕組みを導入しており、都内全域の代替養育を必要とする子どもの見込みを算定するために、東京都と児童相談所設置区では共通の基準にて代替養育を必要とする子ども数を推計することとしております。具体的な推計方法は、以下のとおりです。

【推計方法】

① 必須要素：前年度末の措置子ども数 + (新規措置子ども数 - 退所子ども数)

② 潜在的需要：里親・施設等を利用できなかった子ども数

①+②=各年度の代替養育を必要とする子ども数

(2) 各年度末の措置子ども数の推計 (①必須要素)

令和6年度の養護相談受理件数や令和6年度末に措置されている区の子どもの数をもとに、以下のとおり推計します。

ア 児童相談所における養護相談受理件数

東京都品川児童相談所と区子ども家庭支援センターにおける養護相談受理件数の過去の増加率(3.7%)を前年度の養護相談受理件数に乘じ、各年度の児童相談所における養護相談受理件数を推計します。

イ 新規措置子ども数(新たに代替養育が必要となる子ども数)

養護相談受理件数に占める新規措置子ども数の割合(令和6年度実績:0.9%)を当該年度の養護相談受理件数に乘じ、各年度の新規措置子ども数を推計します。

ウ 退所子ども数(自立等により代替養育が不要となる子ども数)

措置されている区の子どもの数に占める退所数の割合(令和6年度実績:12.2%)を、前年度末の措置子ども数に乘じ、各年度の退所子ども数を推計します。

エ 各年度末の措置子ども数

前年度末の措置子ども数に、イにより算出した新規措置子ども数を足すとともに、ウにより算出した退所子ども数を減じ、各年度末の措置子ども数を推計します。

【各年度末の措置子ども数の推計値】 ※令和6年度の数值には東京都品川児童相談所分を含む

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ア：相談受案件数	1,011	1,048	1,087	1,127	1,169	1,212
①イ：新規措置数	9	9	10	10	11	11
①ウ：退所数	10	10	10	10	10	10
①エ：年度末措置数	84	83	83	83	84	85
【参考】子どもの人口	54,891	54,992	55,902	56,644	57,241	57,808

(3) 里親・施設等を利用できなかった子ども数の推計（②潜在的需要）

令和6年度に里親・施設等の利用の事由がありながらも利用できなかった子ども数（6名）の、令和6年度養護相談受案件数に占める割合（0.6%）を、各年度の養護相談受案件数に乗じて推計します。

【潜在的需要の推計値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ア：相談受案件数	1,011	1,048	1,087	1,127	1,169	1,212
潜在的需要割合	-	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
②：潜在的需要数	-	6	7	7	7	7

(4) 推計結果

下記のとおり、令和7年度以降の代替養育を必要とする子どもは、潜在的需要を踏まえると令和6年度実績よりも多く見込まれます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年度末措置数	84	83	83	83	84	85
②潜在的需要数	-	6	7	7	7	7
合計	84	89	90	90	91	92

<年齢区分別> ※令和6年度の年齢区分別割合（実績）に基づき算出

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	5	5	5	5	5	5
3歳以上就学前	7	8	8	8	8	8
学童期以降	72	76	77	77	78	79
合計	84	89	90	90	91	92

6 品川区における主な課題

(1) 児童相談所の運営状況から見た課題

- 区児童相談所開設後は、特に虐待相談が増えており、児童福祉司・児童心理司の法定基準が虐待相談対応件数によって変動することを踏まえ、適切な人員体制を確保していく必要があります。
- 区一時保護所では定員以上の受入れが続いていることから、今後の推移を把握し、必要に応じて新たな一時保護委託先の確保を進めていくことが求められます。

(2) 里親等の状況から見た課題

- 区の里親等委託率（令和6年度末時点）は、国目標および令和5年度の全国平均を下回っています。また、里親稼働率および登録率（令和6年度末時点）も令和5年度の東京都平均を下回っています。
- これまで里親等への委託が進まなかった要因としては、里親登録数が不足していることと、個別的ケアが必要な子どもの増などにより、子どもと里親のマッチングがうまくいかなかった点が考えられます。
- 上記を踏まえ、区として家庭と同様の環境における養育を推進していくためには、里親制度の普及啓発や理解促進により里親登録数を増やしていくとともに、個別的ケアが必要な子どもなど、さまざまな事情を抱える子どもを委託できる多様な里親の育成を行っていく必要があると考えます。

(3) 児童養護施設の状況から見た課題

- 都内の児童養護施設では個別的ケアが必要な子どもが増えており、個別対応や複数職員での対応を行えるよう、施設の体制強化が求められます。
- 区内児童養護施設では小規模化・地域分散化が進んでいますが、都内では児童養護施設等への措置について広域調整の仕組みを導入していることから、子どもの養育環境の向上が都内全体の施設で図られるよう、引き続き東京都および児童相談所設置区と調整していく必要があります。

(4) 代替養育を必要とする子ども数の推計から見た課題

- 区の代替養育を必要とする子どもは潜在的需要を踏まえると今後増えていく見込みです。その全てを里親委託や施設入所とするのではなく、家庭で養育されるよう、家庭支援事業や親子再統合支援事業など、取組の強化が必要です。

第3章

品川区における 具体的な取組

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

(1) 現状と課題

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、社会的養護を必要とする子どもの権利擁護について、以下の取組が新たに規定されました。

- ・児童相談所における里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の子どもへの意見聴取等措置【義務】
- ・意見表明等支援事業【努力義務】
- ・子どもの権利擁護に係る環境整備【義務】

区では令和6年10月の児童相談所開設前から、社会的養護に関わる関係職員等への研修や意見表明等支援事業の整備を進めてきました。

児童相談所開設後はこれらを踏まえ、子どもへのわかりやすい説明や意見聴取および意向の確認を実施し、子どもの権利擁護の実現に取り組んでいます。

① 現状

【児童相談所】

品川区児童相談所では、国の示す「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の開始や解除などの援助方針を検討する際には、映像資料を用いたり、施設見学を行ったりするなど、年齢や発達に応じたわかりやすい説明を行うとともに、常に子どもから意見を聴取し、その意向を尊重しています。

また、里親や児童養護施設等に措置された子どもに対して「子どもの権利ノート」を配布し、困ったときの相談先や、子どもの権利について、丁寧に説明しています。

【一時保護所】

品川区一時保護所では、子どもの権利や、一時保護所で生活する際の約束について記載された「一時保護所のしおり」を配布し、子どもたちに説明しています。

また、「意見箱」への意見の投函による意見表明、生活のルールについて子ども同士で話し合いを行う「子ども会議」の定期的な開催、「退所時のアンケート」によって、子どもの権利擁護が図られる環境整備を行っています。

子どもから出た意見や要望は、実現可能なことは実現に向けて取り組み、難しいことはその理由を丁寧に説明するなど、内容により適切に取り扱っています。

【意見表明等支援事業】

意見表明等支援員（アドボケイト）が週一回、一時保護所を訪問しているほか、子どもからの要望に応じて児童養護施設、里親宅などを訪問し、生活における悩みや不安、措置の内容に関する子どもの意見・意向を聴き、適切な支援に繋げるために意見表明支援を行っています。

【児童福祉審議会への申立て】

子どもが児童相談所の行う措置等について本人の意向と一致しない場合は、児童福祉審議会に申立てを行うことができます。子どもから申立てがあった際には、子どもの権利擁護調査員が子どもや関係機関に対して内容の調査を行います。

② 課題

児童養護施設や一時保護所に入所している子どもを対象に、子どもの権利擁護に関するアンケートを実施し、下記の結果が得られました。

日頃から意見表明ができる割合 (あなたの不安や悩みについて、話を聞いてくれる人はいますか/ 自分の意見を言えていますか)	71.4%
子どもの権利に関する理解度 (子どもの権利を知っていますか)	57.1%
権利擁護に関する取組の認知度 (アドボケイトを知っていますか/子どもの権利ノートを持っていますか)	92.8%
権利擁護に関する取組の満足度 (職員はあなたの不安や悩みをきちんと受け止めて、力になってくれますか/ 自由に意見を言うことができ、大人はそれを尊重していますか)	85.7%

○アンケートの自由意見欄では、「日頃から意見表明ができる割合」の質問に対して、「先生に相談できる」、「聞いてくれる人がいます」という回答がある一方で、「みんなが忙しくて話す時間がないです」という回答もありました。

また、「権利擁護に関する取組の満足度」の質問に対しては、「先生たちはとても信頼できる」という回答がある一方で、「私の話は少しも聞いてもらえません」という回答もありました。これらを踏まえ、職員は一人ひとりの子どもに対して、より丁寧に接していく必要があります。

○児童養護施設や一時保護所に入所している子どもの多くは、日頃から意見表明をできていますが、すべての子どもが意見表明をできるよう支援することが大切です。

- 子どもの権利に関する理解度については、児童養護施設や一時保護所においても十分とは言えないことから、子どもの権利について理解を深める機会を確保することが重要です。
- 権利擁護に関する取組の認知度や満足度については、高い水準を維持できるようにするため、「子どもの権利ノート」の説明や意見表明等支援事業の周知等を図り、引き続き子どもの意見を適切に把握していくことが求められます。

(2) 今後の方向性と取組内容

- 子どもに接する機会のある職員等に対して、子どもの権利に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、子どもの意見表明を大切に受け止め、より良い方法をとともに考えることのできる環境を整えます。
- 定期的に区内児童養護施設を訪問し、子どもに「子どもの権利ノート」の説明をすることで、子どもの権利に関する理解を深めていきます。
- 一時保護中の子どもだけでなく、施設や里親のもとで過ごす子どもについても、意見表明等支援員へ定期的に意見表明ができるよう、実施体制を検討していきます。
- 乳幼児や障害児等についての意見表明の保障についても検討し、環境を整えます。
- 子どもの権利擁護や社会的養護に関する取組を検討するときは、当事者である子どもや社会的養護経験者の参画（委員としての参画、ヒアリングやアンケートの実施など）のもとに進めます。

(3) 評価指標と目標値

① 社会的養護に関わる関係職員(※)に対する研修等の実施回数、受講者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施回数	10回	17回	18回	18回	18回	18回
受講者数	73人	89人	152人	157人	162人	167人

(※)児童相談所職員、一時保護所職員、里親、児童養護施設職員等

② 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合

現 状	100%（品川区児童相談所が一時保護した子ども、児童養護施設・里親などに措置したすべての子どもが利用可能）
今後の取組	東京都および他の児童相談所設置区においても意見表明等支援を実施していますが、取組状況がそれぞれ異なるため、全ての子どもが意見表明等支援事業を利用できる体制を整えます。

2 妊娠期から切れ目ない子ども家庭支援体制の充実

(1) 現状と課題

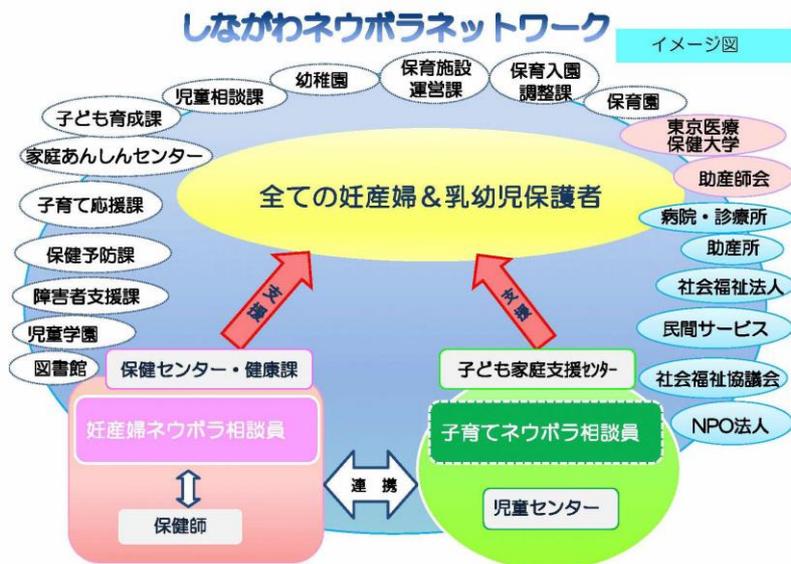
① 現状

○令和4年改正児童福祉法により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市区町村の努力義務となりました。

これを受け、区は令和7年4月に区内3箇所の保健センター内に地域子ども家庭支援センター（児童福祉法上の「こども家庭センター」）を開設し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行うことで、「しながわネウボラネットワーク」※7をさらに推進し、妊娠期から産後まで助産師等による相談事業や子育て支援情報発信アプリによる情報発信を行うなど、妊娠・出産・育児の切れ目のないサービスの充実に取り組んでいます。

○令和6年改正子ども・若者育成支援推進法により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義され、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象と定められました。令和5年に区が実施した子ども向け実態調査では、小学生7.5%、中学生5.0%、高校生5.0%の割合で「世話をしている家族がいる」ことが分かりました。

※7しながわネウボラネットワーク：子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行う仕組みです。妊娠から就学前まで、各関係機関が連携しながら、相談やサポートを行います。



② 課題

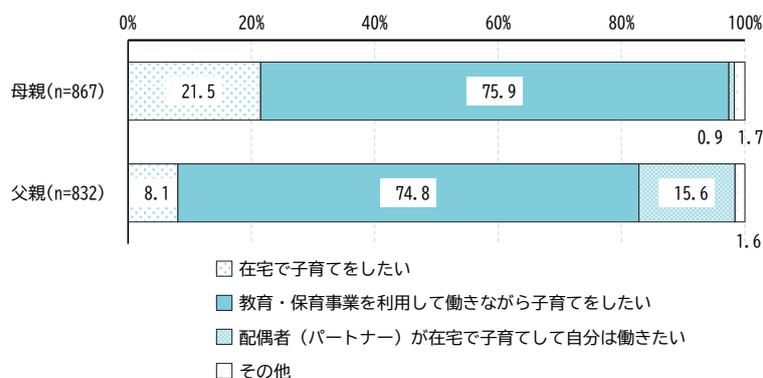
- 令和6年に区が実施したアンケート調査※⁸において、多くの就学前の子どもを育てる保護者が「教育・保育事業を利用して働きながら子育てをしたい」と考えており、仕事と育児を両立するための取組みを充実させていく必要があります。また、区の子育て支援施設や子育て関連窓口が身近な相談先としてあまり利用されていない傾向が見られます。
- 子育てに関する不安や孤立感が軽減され、安心して妊娠・出産・育児ができるように、妊婦や子育て家庭が専門的な相談先を利用しやすい環境を整えるとともに、特定妊婦などの特に支援が必要な人を含めて確実にサービスの情報が届くように区の子育て支援施設や子育て関連窓口を改めて広く周知する必要があります。
- 近年の保護者の働き方やライフスタイルの変化に対応し、地域のニーズに応じた柔軟で多様なサービスを提供することで、保護者の経済的・心理的負担の軽減を図っていく必要があります。

※⁸ アンケート調査結果

(品川区子ども計画の策定に向けた区民意識調査 (令和6年) より)

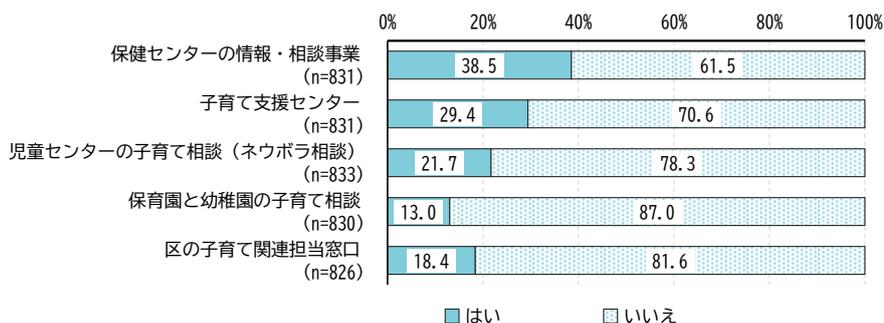
問. 子育てと就労について、どのような希望がありますか? (単一回答)

※就学前児童保護者の回答



問. 下記の事業を利用したことがありますか? (単一回答)

※就学前児童保護者の回答から、相談事業や窓口に関する項目を抜粋

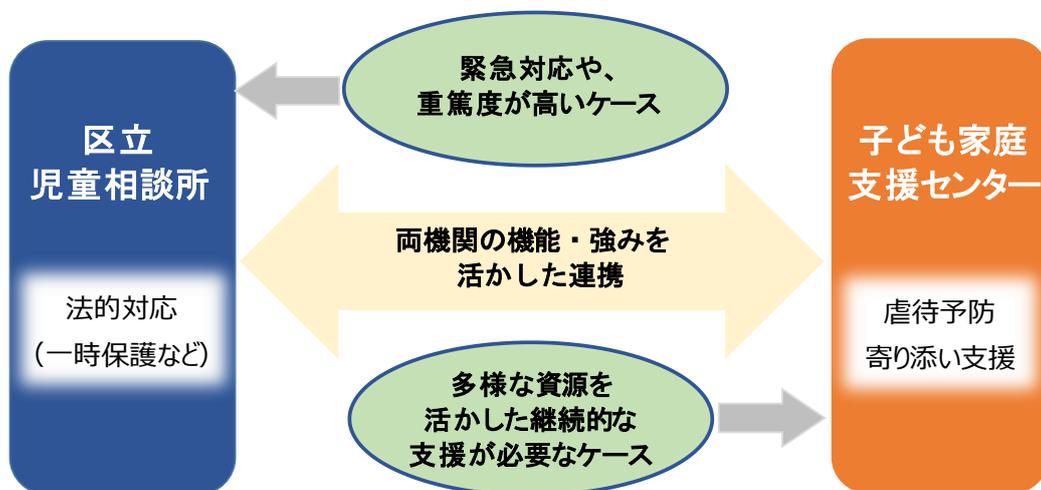


(2) 今後の方向性と取組内容

① 子ども家庭相談に係る関係機関の連携強化

- 子どもを安心して産むことができ、健やかに育てる環境を整えるため、母子保健、子育て情報の提供、子育てサポートプランの構築等、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を推進します。
- 多様な相談者のニーズに対応するため、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターと、一時保護などの法的対応を担う児童相談所が両輪となって相談・支援を実施します。
- 基礎自治体が児童相談所を開設しているメリットを活かし、人事異動や子ども家庭支援センターと児童相談所による合同研修の実施により人材育成を図っていきます。
- 特定妊婦に関しては、母子の安全確保のため、きめ細かい関係機関の連携による支援を行います。なお、区内に助産施設は所在しないため、近隣自治体の施設を活用します。

【児童相談所と子ども家庭支援センターの連携イメージ】



② ヤングケアラーに対する支援

- 家族の介護やその他の生活上の世話を日常的に行っているヤングケアラーは、本人や家族に自覚がなく、支援が必要でも表面化しにくいものです。ヤングケアラーの存在を把握することを踏まえ、関係機関や当事者への普及啓発、把握したヤングケアラーを継続して繋ぐ体制づくり、ヤングケアラーの負担軽減に向けた支援策の構築を行っていきます。
- 全国でも珍しい元ヤングケアラーのコーディネーターを配置し、ヤングケアラーと思われる子どもの支援のつながりの核となる役割を担うとともに、当事者の悩み相談や、関係機関への助言を行います。
- 相談窓口として SNS を活用した相談窓口「ヤングケアラーサポート LINE」やコーディネーターを中心とした相談・支援を行っていきます。
- 相談を通じて支援が必要と判断した場合は、配食支援事業、生活・学習支援事業、外国語通訳派遣事業、家事育児等訪問支援事業等を行います。

③ 家庭支援事業の充実

- 家庭支援事業について必要な資源の量を確保するとともに、相談支援を通じて、子育て家庭等に対して必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を行います。
- 支援を必要とする方へ確実に情報が届くように、分かりやすく、アクセスしやすい情報提供を行うため、子育て支援情報配信アプリ・サイト「しながわこどもぽけっと」等を活用し、区のサービスの利用を促進します。
- 特に、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態にある家庭（要支援家庭）に対しては、区が作成する親子の支援プログラムに基づき、一定期間、区内児童養護施設において子どもを養育し、生活指導ならびに発達・行動の観察を行います。
- 子育て世帯に対する多様な一時預かりサービスを用意することで、保護者の経済的・心理的負担の軽減を図り、ゆとりのある子育て環境を整えます。

(3) 評価指標と目標値

① こども家庭センターの設置数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

② 児童相談所・子ども家庭支援センター合同研修の実施回数、受講者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
受講者数	51人	47人	48人	48人	48人	48人

③ 「品川区こども計画」における家庭支援事業の確保方策

【子育て短期支援事業】

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

1歳から15歳を対象に、保護者が、冠婚葬祭、疾病、出産等による入院など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合などに、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

イ 乳幼児ショートステイ事業

生後5日から1歳未満を対象に、保護者が、冠婚葬祭、疾病、出産等による入院など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合などに、保護を適切に行うことができる乳児院において、養育・保護を行っています。

ウ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事等の理由により、夜間不在となり子どもの養育が困難となった場合に、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かっています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ア	293件	360件	360件	360件	360件	360件
イ	257件	200件	200件	200件	200件	200件
ウ	1,336件	1,100件	1,100件	1,100件	1,100件	1,100件

【養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業を含め一体的に実施）】

保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安などにより、子どもの成長に懸念が持たれる家庭について、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して把握し、児童虐待の予防的支援を行っています。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
440回	300回	330回	360回	390回	430回

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園型（1号認定または新1号認定による利用）

イ 幼稚園型（新2号認定による利用）

ウ 幼稚園型以外（区立・私立保育園、オアシスルーム、ベビーシッター）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ア	13,888人	23,398人	23,788人	23,705人	25,028人	25,640人
イ	77,947人	69,269人	70,422人	70,178人	74,091人	75,903人
ウ	66,976人	78,273人	80,448人	83,895人	86,983人	90,252人

【児童育成支援拠点事業】

現 状	「子ども若者応援フリースペース」を設置し、不登校・ニート・ひきこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を持つ子ども・若者への居場所の提供や相談支援等を実施しています。需要の高まりから、利用者は増加傾向にあります。
今後の取組	子ども・若者の問題の複雑化に対応するため、地域バランスを考慮した新たな拠点の整備を検討します。また、これらの状況を踏まえ、子ども・若者がどんなときも前向きに生きていけるよう、関係機関との連携を含めた包括的支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

【親子関係形成支援事業】

現 状	子ども家庭支援センターで相談中の保護者に親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学んでもらうことを目的に、講義、グループワーク、個別のロールプレイなどを実施しています。
今後の取組	参加者へのアンケートなどをもとに、より参加しやすい事業にするため、会場や開催曜日時間を検討します。また、事業の周知を積極的に行います。

3 一時保護改革に向けた取組

(1) 現状と課題

- 一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものです。

<一時保護の主な機能>

① 緊急一時保護

- ・保護者や宿所がないときや、虐待等により子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合などに実施

② アセスメントのための一時保護

- ・援助方針を定めるために十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に実施

※こども家庭庁「一時保護ガイドライン」をもとに作成

- 子どもにとって一時保護は養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものであることから、子どもには一時保護の理由や目的などを丁寧に説明する必要があります。また、子どもにとって適切な養育が実施されるよう、安全・安心な環境を提供する必要があります。
- 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことに加え、代替養育としての性格もあることから、一時保護の目的を達成したうえで、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の環境を用意する必要があります。
- 令和4年の児童福祉法改正により、一時保護施設の設備および運営について、条例で基準を定めることとされました。
区の一時保護所は個室を中心とするユニット整備、意見表明等支援事業の受入、第三者評価の受審、在籍校への通学支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援を推進しておりますが、常にその設備および運営を向上していく必要があります。
- 第2章-2（14 ページ）に記載のとおり、区一時保護所の稼働率は高く、定員を超過する場合には、他区の一時保護所等に保護委託を行っている状況です。

<区一時保護所の概要>

- ① 定 員：合計 14 名（内訳：学齢男児 5 名、学齢女児 5 名、幼児 4 名）
- ② 場 所：児童相談所に併設
- ③ 諸室構成：居室、静養室、リビング、浴室・脱衣室、洗濯室、ラウンジ、学習室、食堂、厨房、屋内運動場、事務室、面接室 他

(2) 今後の方向性と取組内容

① 一時保護の体制整備

- 区の一時的保護所においては、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、可能な限り家庭における養育環境となるよう努め、プライバシーへの配慮や、生活・学び・休息・娯楽等の子どもにとって必要な物品の配備や、適切な環境を整えていきます。
- 乳児については、専門性の高い乳児院への一時的保護委託を基本としますが、愛着形成において重要な時期であることから、家庭養育優先原則を十分に踏まえ、養育家庭への一時的保護委託について、体制を整備します。
- 一時的に区の一時的保護所の定員が超過する場合などには、養育家庭や施設等への一時的保護が円滑に行えるよう、委託先の確保を図ります。
- 一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制や環境の整備を行います。

② 一時保護における子どもの権利を守る取組

- 子どもの権利および制限される内容ならびに権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会や意見表明等支援事業を活用し、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮するとともに意見を尊重します。
- 区の一時的保護所は3年ごとに第三者評価を受審し、その結果を踏まえ、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行います。
- 可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等の個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給・貸与します。また、子どもの入所時の不安を解消するために、インテークの際、「一時保護のしおり」を使用し、一時保護所での生活を分かりやすく説明します。
- 一時保護所がより良くなるための方法や考え方を子どもと同士が話し合う場として、「子ども会議」を週1回実施します。「子ども会議」で話し合ったことや決めたことは各ユニットの共有スペースに掲示します。
- 希望する子どもは在籍校へ通学することができるよう、子どもの心身の状況、家族の動向、学校側の受け入れ体制の確保等により、子どもの通学支援を積極的に支援します。また、通学を行わない子どもの学習保障のため、在籍校ときめ細かく連携し、質の高い学習支援を行います。

(3) 評価指標と目標値

① 一時保護施設の定員

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
14人	14人	14人	14人	14人	14人

② 区が一時保護委託を行った施設等の数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
7箇所	8箇所	10箇所	10箇所	12箇所	12箇所

③ 一時保護施設職員に対する専門研修の実施回数、受講者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施回数	9回	11回	11回	11回	11回	11回
受講者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人

4 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 現状と課題

① 児童相談所のケースマネジメント機能の充実

- 平成28年改正児童福祉法により、子どもが権利の主体であることが明確化されるとともに、「家庭養育優先原則」が法定化され、子どもの生活の継続性と安定を確保する「パーマネンシー保障」が求められています。
- 区では予防的支援の推進により家庭維持を図ることを基本としていますが、家庭での養育が困難な場合には、早期に代替養育の方針を検討し、里親委託等の家庭養育を推進していく必要があります。その際、保護者への丁寧な説明や意思形成支援を行い、理解の促進を図ることが重要です。
- 適切な判断と継続的なケースマネジメントを確保するため、児童相談所における専門的支援体制の整備が求められています。

② 親子関係再構築支援の推進

- 親子関係の再構築支援においては、子どもの安全を最優先に確保したうえで、家族が安定した関係を取り戻し、健全な生活を営めるよう支援することが重要です。その際、家族が本来有する強み（ストレングス）を尊重し、課題のみに着目するのではなく、必要な支援を家族とともに検討し、共有しながら進める視点が求められます。
- パーマネンシー保障の観点から家庭復帰の可能性を適切に判断し、早期から計画的な支援を実施する必要があります。
- 児童相談所と関係機関が協働し、面会交流支援や関係性修復支援など、多様な親子支援を切れ目なく展開できる体制整備が課題となっています。

③ 特別養子縁組等による支援

- 区では、保護者の養育が困難な場合や家庭復帰が見込めない場合には、子どもと親の意向や状況を踏まえ、親族等による養育や養子縁組里親との特別養子縁組を検討しています。
- 特別養子縁組の候補となる子どもと養子縁組里親とのマッチングは都内全域で行われ、新生児委託（事業）を活用した早期委託も実施しています。
- しかし、特別養子縁組の候補対象となる子どもに対して、養子縁組里親の数が多いため、未委託期間が長期化することが課題となっています。
- 特別養子縁組の対象となる子どもの多くは乳児期であり、心理的課題や真実告知への対応など、里親単独では困難なケースが想定されるため、縁組成立後も切れ目ない支援体制の整備が求められます。

(2) 今後の方向性と取組内容

① 児童相談所のケースマネジメント機能の充実

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、ケースマネジメントの実施を強化します。
- 子どもの最善の利益を確保するため、親子関係再構築に向けた支援を行う際に使用するヒアリングシートなどのツールを改良・開発し、保護者の理解が深まる工夫を進めます。
- 子どもや保護者の状況、家族関係、家庭状況などを調査し、それらを総合的に評価しながら援助方針の決定や見直しを実施するため、児童相談所内で定期的なケースミーティングや進行管理会議を行います。
また、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に進めていくため、専門組織の設置について検討します。

② 親子関係再構築支援の推進

- 親子関係再構築支援の体制を強化し、措置ケースについて家庭復帰の目安を定め、チェックリストを活用しながら適切な進行管理を徹底します。
- 家族がより安全で健全な親子関係を築けるよう、サインズ・オブ・セーフティー^{※9}の組織的導入を推進し、解決志向アプローチを用いた面接技法に基づき、家族自身が安全を確保していくプロセスを支援します。
- 親子関係再構築ヒアリング^{※10}や笑みサポ^{※11}等の事業を活用し、親子関係再構築のステップを整理するとともに、職員によるソーシャルワークのサポート体制を構築します。
- パーマネンシー保障を目的に、家族、ケース担当者、関係機関を含めた応援ミーティング^{※12}を実施し、関係者間の協働を促進します。
- PCIT（親子相互交流療法）や CARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）、ペアレントトレーニング等の職員ライセンス取得を進め、実施可能な家族療法や保護者支援プログラムのメニューを充実させます。

※9 サインズ・オブ・セーフティー	オーストラリアで開発された、子どもの安全を最優先にしながら、家族の強みを活かして支援するための実践モデル。
※10 親子関係再構築ヒアリング 〈対象者：児童相談所職員〉	児童相談所内の支援体制の枠組みを活用し、措置ケースのヒアリングを実施。現状の確認および家庭復帰の見通しを協議する場。
※11 笑みサポ 〈対象者：児童相談所職員、施設職員等〉	情報共有や支援方法の検討を行うことを目的としたスタッフミーティング。
※12 応援ミーティング 〈対象者：子ども、保護者、親族、知人、関係機関等〉	家族の強み（ストレングス）を尊重しながら、支援方針を共に検討することで、家族の主体性を高めることを目的としたミーティング。

③ 特別養子縁組等による支援

- 特別養子縁組等（特別養子縁組および普通養子縁組）による支援は、子どものパーマネンシー保障のために必要な場合に実施を検討します。特に、特別養子縁組については、実親との親子関係が法律上終了することを踏まえ、実施の検討にあたっては十分なアセスメントとマッチングを行います。
- 未委託の養子縁組里親に対しては、児童相談所とフォスターリング機関が連携し、家庭状況の把握や養育力向上のための研修を実施し、子どもの適切な受入環境を整備します。
- 養子縁組里親と養育家庭との二重登録を推進し、特別養子縁組のマッチングを行いながら、並行して社会的養護を必要とする子どもの委託先である養育家庭として支援します。
- 養子縁組成立後の支援として、実親との交流が途絶えた子どもには、生い立ちの整理（真実告知）やライフストーリーワークを子どもの理解度に応じて実施します。
- 特別養子縁組成立後や児童相談所の関与終了時に、養親だけでは対応が困難な場合には、フォスターリング機関がアフターフォローを行い、孤立しない支援を継続します。

【参考】特別養子縁組、普通養子縁組および里親制度の比較

	養子縁組制度		里親（養育家庭）制度
	特別養子縁組	普通養子縁組	
戸籍の表記	長男（長女） ※実親との親子関係は終了	養子（養女） ※実親との親子関係は残る	法律上の親子関係なし
こどもの年齢	原則として15歳未満	制限なし (ただし、育ての親より年下であること)	原則18歳まで (必要な場合は20歳まで)
迎え入れる親の年齢	原則25歳以上の夫婦 (一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で良い)	20歳以上	制限なし
関係の成立要件	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの親権者の同意（15歳以上は自分の意志で縁組ができる）	児童相談所からの委託
養親との関係解消（離縁）	原則として認められない	認められる	原則、自立するか実親の元に戻る

※こども家庭庁HP「特別養子縁組制度特設サイト」を参考に作成

(3) 評価指標と目標値

① 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【実ケース数】

- ア カウンセリング事業
- イ 家族療法・保護者支援プログラム事業
- ウ ファミリーグループカウンセリング事業
- エ スーパーバイズ事業
- オ その他自治体独自の事業（親子関係性評価医療サポート事業）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ア	3件	5件	5件	5件	5件	5件
イ	6件	15件	20件	20件	20件	20件
ウ	3件	4件	6件	6件	6件	6件
エ	13件	95件	105件	105件	105件	105件
オ	0件	2件	2件	2件	2件	2件

※宿泊型支援事業の実施はなし。

② 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関するライセンス

取得数

- ア PCIT イニシャルワークショップ
- イ CARE ファシリテーターワークショップ
- ウ ペアレントトレーニング

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ア	7人	4人	3人	1人	1人	1人
イ	7人	2人	2人	2人	1人	1人
ウ	2人	6人	5人	2人	1人	1人

③ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3人	3人	3人	3人	3人	3人

5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

(1) 現状と課題

① 全般

- 令和6年度末時点の区里親等委託率は、全年齢区分別で国目標を下回っています。

	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
R6 区委託率	40.0%	28.6%	15.3%
国目標値	75%以上	75%以上	50%以上

- 今後、代替養育を必要とする子どもは令和6年度末以上に見込まれることから、家庭養育優先原則に則り、里親等への委託推進に向けた取組を加速化させていく必要があると考えております。

② 里親制度の普及啓発と理解促進

- 里親等への委託が必要な子どもが里親家庭で養育されるためには、まず里親登録数を増やすことが必要です。
- 令和6年度末時点での区の里親登録率は36.9%であり、令和5年度末の東京都全体と比較して低い値であることから、里親登録数を増やすために、里親制度の社会的な理解の促進や、認知度の向上を図っていく必要があると考えます。

③ 里親の養育力向上に向けた取組

- 里親と子どものマッチングの可能性を広げるため、個別的ケアが必要な子どもを養育できる里親や一時保護委託・短期養育委託・乳児の委託が可能な里親など、多様な里親の育成が必要です。里親の養育力向上のため、研修等の充実を図ることが求められています。
- また、区内にファミリーホームが所在していることが望ましいですが、現時点で開設を希望している養育家庭や法人等はありません。ファミリーホーム養育者の要件を満たす養育家庭等を増やすために里親の養育力向上を図っていくことや、区内の住居事情からファミリーホームに適した物件が少ないことなどが課題であると考えます。
- 養子縁組の候補となる子どもに対して、養子縁組里親の数が多いことから、養育家庭と比較して養子縁組里親の稼働率が低い状況が見られます。また、多くの養子縁組里親は養育経験がないため、子どもの受託に備え、養育力の向上を図っていくことが必要です。

④ 里親養育の包括的な実施体制の構築

- 区はフォスタリング機関である区内事業者と連携して、里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施しています。
- 一方で、令和4年改正児童福祉法により、里親支援を一貫した体制で継続的、包括的に行う児童福祉施設として創設された「里親支援センター」の設置について検討する必要があると考えます。

◎区内里親へのヒアリング

区内在住の里親（養育家庭）を対象に、区の里親制度や取組について、座談会形式でヒアリングを実施しました。

◆参加した里親（養育家庭）の声

- ✓ 特に小さい子どもにとっては愛情を注いで育てられる環境が必要だと思うので、家庭養育の必要性を広めていくことで、里親の数が増えていけば良いと考える。
- ✓ 近年は共働き家庭が増えてきているので、そのような方々に里親登録してもらうためにも、区の家庭支援事業や里親支援体制の充実を図ることが必要であると考えます。例えば、家庭訪問などについて、土日を含めて対応いただけるとありがたい。
- ✓ 学校等には里親制度の地域理解が進んできているが、民間企業に対しても周知啓発を進めていただきたい。柔軟に休暇取得が可能となることや、養子縁組里親だけでなく、養育家庭も育児休業を取得できるようになれば良いと考える。
- ✓ 不安や悩み等を共有するためにも、里親同士の横の繋がりを強化することが非常に大切である。東京都養育家庭の会が主催するイベントでも里親同士の交流はあるが、区主催の交流会などもあれば良い。
- ✓ 都から区に児童相談所業務が移管されたこともあり、里子の関係で区の行政サービスを利用する際はフォスタリング機関を通じてスムーズに繋いでもらうことができた。

(2) 今後の方向性と取組内容

① 里親等委託推進の考え方と目標値

以下の考えで委託検討を進め、里親等委託率の目標達成を目指します。

◎里親等委託推進の考え方

- ・愛着関係の基礎を作る時期である乳幼児期については「家庭の同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を優先します。
- ・学童期以降については、個別的ケアが必要な子どもが増えている状況を鑑み、里親等への委託を優先しつつも、子どもの最善の利益の観点から、個々の状況に応じて措置を行っていくこととします。
- ・子どもや保護者の状況から、当初は施設入所が適当と判断された場合においても、入所後もきめ細かく状況把握を行う中で、里親委託が適当と考えられる場合には措置変更を検討します。
- ・里親等に委託することをゴールとするのではなく、子どものパーマネンシー保障の観点から、委託後も継続的に子どもと里親をサポートできる支援体制を構築します。

◎里親等委託率の目標値

- ・令和11年度末までに、乳幼児75%以上、学童期以降25%以上とすることを目標とします。

上記目標値を踏まえると、令和11年度末における里親等への委託子ども数の見込みは30人です。令和6年度末の区里親登録家庭数（実数）は29家庭（うち11家庭が子どもを受託中）であり、現時点での目標達成は非常に困難な状況です。

そのため、既存事業のさらなる充実に加え、新規施策についても積極的に検討を進めていきます。

【各年度における里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み】

※代替養育を必要とする子ども数の推計結果は第2章-5（20ページ）を参照

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	2 (40.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)
3歳以上 就学前	2 (28.6%)	3 (37.5%)	4 (50.0%)	4 (50.0%)	5 (62.5%)	6 (75.0%)
学童期 以降	11 (15.3%)	12 (15.8%)	14 (18.2%)	16 (20.8%)	18 (23.1%)	20 (25.3%)
合計	15 (17.9%)	18 (20.2%)	20 (23.3%)	24 (26.7%)	27 (29.7%)	30 (32.6%)

（上段：人数、下段：里親等委託率）

② 里親制度の普及啓発と理解促進

- フォスタリング機関による街頭・商業施設等での普及啓発活動や、地域イベントへの参加等を通じて、区民や区内企業に対して里親制度の認知度向上と理解促進を図り、里親登録数の拡大に取り組みます。
- 代替養育を必要とする子どもの親族による養育が可能である場合は、必要に応じて、当該親族が住む自治体の児童相談所等と連携のうえ、養育に向けた支援や親族里親制度の周知等を行います。
- 共働き家庭にも里親登録を検討してもらえるよう、オンライン制度説明会や個別相談会の充実を図ります。また、養育家庭や親族里親が育児休業の適用となるよう、国に対して働きかけていきます。

【駅でのポスター掲示】



【図書館での普及啓発】



③ 里親の養育力向上に向けた取組

- 法定研修に加えて、里親が抱える課題対応力向上を目的としたフォローアップ研修や、未委託の養育家庭および養子縁組里親を対象とするスキルアップ研修等を実施することで、里親の養育力向上に取り組みます。
- 現在、区に専門養育家庭の登録およびファミリーホームはありませんが、養育家庭の状況や希望に応じて専門養育家庭やファミリーホームに移行できるよう積極的に支援します。
- 社会的養護を必要とする子どもに対して適切な支援を行うため、養子縁組里親と養育家庭の二重登録を推進し、状況に応じて養子縁組里親に養育家庭としての委託を行うことで、里親の養育力向上に取り組みます。

④ 里親養育の包括的な実施体制の構築

- フォスタリング機関には、民間事業者の専門性を活かし、充実した相談支援・研修を里親に対して実施することを求めます。また、児童相談所内の執務室にフォスタリング機関職員を常駐とし、児童相談所の里親担当児童福祉司と綿密に情報共有を行っていきます。

○区は、より効果的な里親支援体制の構築を目指し、里親支援センターの設置に向けて検討を進めます。設置に向けては、里親支援センターが行うこととされている業務を既にフォスタリング機関が担っている現状を踏まえ、業務内容と役割を整理してまいります。

(3) 評価指標と目標値

① 里親等委託率【年齢区分別】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	40.0%	60.0%	60.0%	80.0%	80.0%	80.0%
3歳以上就学前	28.6%	37.5%	50.0%	50.0%	62.5%	75.0%
学童期以降	15.3%	15.8%	18.2%	20.8%	23.1%	25.3%

② 里親登録率、稼働率【全年齢】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録率	36.9%	39.3%	43.2%	49.7%	53.4%	57.0%
稼働率	37.9%	41.2%	43.6%	45.5%	46.9%	48.1%

③ 里親新規登録（認定）数【全区分】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0家庭	5家庭	5家庭	5家庭	5家庭	5家庭

④ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1回	4回	4回	4回	4回	4回

⑤ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の実施回数、受講者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施回数	1回	1回	2回	2回	2回	2回
受講者数	5人	6人	8人	8人	8人	8人

⑥ 里親支援センター、民間フォスタリング機関の設置数

現 状	令和6年度より区内事業者に業務委託を行い、フォスタリング機関を設置しています。
今後の取組	現在フォスタリング機関が担っている業務の整理等を行い、里親支援センターの設置を目指して検討を進めていきます。

6 児童養護施設等の機能強化

(1) 現状と課題

① 現状

- 区内には社会的養護を必要とする子どもを養育する施設として、民間児童養護施設（1施設）が所在しています。
- 区内児童養護施設では、できる限り良好な家庭的環境の促進を図るために小規模かつ地域分散化の取組を進めているほか、個別的ケアが必要な子どもへの対応や地域の里親等の支援のために、心理療法担当職員や里親支援専門相談員などの多様な専門職を配置しています。
- また、区内児童養護施設では、区の子育て短期支援事業（要支援ショートステイ）を受託しており、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態にある区の要支援家庭等に対する支援においても重要な役割を担っています。
- 令和8年度より区内児童養護施設では全面建替えによる施設改築工事を開始します。改築中の定員減を見据えて、令和7年度中にグループホームを開設予定です。改築後の施設のあり方等について、施設と適宜調整を進めています。

② 課題

- 近年、都内では個別的ケアが必要な子どもが増えてきています。家庭では実施が困難な専門的ケアを要する子どもは、多様な専門職による集中的なケアが必要であるため、施設で養育されることが求められます。
また、個別での対応が増えることから、施設職員の資質向上が必要です。
- 今後、里親等委託が推進されていくことを踏まえ、施設はこれまで社会的養護を必要とする子どもの支援において培った経験や多様な専門職を有する強みを生かし、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」として、さらなる多機能化・機能転換を進めていくことが求められます。子どもが家庭において健やかに養育されるよう、引き続き在宅支援のための事業を施設と区が連携して取り組むとともに、新規で実施可能な事業についても検討していく必要があります。
- 今後も児童相談所の養護相談件数は増加見込みであり、一時保護の需要も引き続き高いことが想定されます。状況に応じて、区内児童養護施設においても、一時保護委託専用施設や一時保護委託専用ユニットの設置について検討していく必要があります。

◎区内児童養護施設へのヒアリング

区内児童養護施設を対象に、施設機能強化に関する取組や里親等委託推進に関する意見等について、座談会形式でヒアリングを実施しました。

◆参加した施設職員の声

- ✓ 里親等委託が推進されていく中、今後、施設にはケアニーズが非常に高い子どもの支援を中心に担っていく役割があると考えている。
- ✓ 最近は一時保護やショートステイの受託が増えている。また、児童自立生活援助事業の実施場所拡大や里親支援センターの創設などの法改正の動きもあるので、今後の社会情勢や需要を踏まえ、施設が社会的養育の担い手としてどのような役割を果たしていくか検討していきたい。
- ✓ 児童養護施設が養育する年代の子ども（主に学童期以降）は自分の意見を言うようになる時期であり、見知らぬ里親家庭に行きたがらない場合もある。一律に里親等委託とするのではなく、子どもの意向や状況を踏まえて措置先を検討していく必要があると考えている。
- ✓ 施設から一度里親委託に変更となったが、不調となり再度施設に戻ってくるケースもある。施設の里親支援専門相談員やフォスタリング機関職員が地域の里親を支援していく取組が大切である。

(2) 今後の方向性と取組内容

① 施設（乳児院・児童養護施設）で養育が必要な子ども数の見込み

- 令和 11 年度末における施設で養育が必要な子ども数の見込みは 62 人であり、令和 6 年度末と比較して減少する見込みです。
- 年齢別にみると、令和 11 年度末の乳幼児施設入所数は、区が里親等委託推進を進めることにより、令和 6 年度末と比較して 4 割弱となる見込みです。しかし、区の一時保護所は乳児を受け入れていないことから、一時保護における乳児院の役割は重要です。区内に乳児院は所在しないため、都内全域での広域利用について、引き続き調整を図ります。
- 学童期以降の施設入所数は概ね横ばいの見込みです。令和 7 年度時点で都内児童養護施設の入所率は 90% 前後と高い状況であり、今後の一時保護の需要なども見据えて、児童養護施設の定員を維持するとともに、子どもの養育環境の向上が都内全体の施設で図られるよう、引き続き都内全域で調整していきます。

【各年度における施設で養育が必要な子ども数の見込み】

※代替養育を必要とする子ども数の推計結果は第2章-5（20ページ）を参照

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	3 (60.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)
3歳以上 就学前	5 (71.4%)	5 (62.5%)	4 (50.0%)	4 (50.0%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)
学童期 以降	61 (84.7%)	64 (84.2%)	63 (81.8%)	61 (79.2%)	60 (76.9%)	59 (74.7%)
合計	69 (82.1%)	71 (79.8%)	69 (76.7%)	66 (73.3%)	64 (70.3%)	62 (67.4%)

（上段：人数、下段：代替養育を必要とする子どもに占める施設入所割合）

【都内施設の入所率（令和7年11月1日時点）】

<乳児院> ※都立施設なし

	定員	在籍数 (措置入所)	入所率	一時保護 委託等	入所率 (一時保護委託等含む)
合計	472人	347人	73.5%	65人	87.3%

<児童養護施設>

	定員	在籍数 (措置入所)	入所率	一時保護 委託等	入所率 (一時保護委託等含む)
都立	380人	285人	75.0%	0人	75.0%
民間	2,736人	2,419人	88.4%	25人	89.3%
合計	3,116人	2,704人	86.8%	25人	87.6%

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 【児童養護施設】

- できる限り良好な家庭的環境の促進を図るために、施設が本体施設のユニットケアまたはグループホームにて子どもを養育することができるよう、引き続き支援していきます。
- 施設が多様な専門職を確保することができるよう、区は補助金等を活用した財政支援等を行うとともに、職員の負担軽減や質の向上のための支援体制の検討を進めていきます。
- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、施設の強みを活かした養育機能強化のための事業の拡充、在宅支援の実施に向け、施設との連携を強化します。また、高まる一時保護の需要に対応するため、施設における一時保護専用施設のあり方について検討を進めていきます。
- 令和8年度より開始する区内児童養護施設の全面建替えに伴い、改築後の施設のあり方等について、施設と適宜調整を進めていくとともに、補助金等を活用した財政的な支援を実施できるよう、検討を進めていきます。

【母子生活支援施設】

- 母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができる施設です。この強みを活かし、地域におけるひとり親家庭支援の充実に向けた対応が可能となるよう、施設との連携を強化します。
- 施設の機能強化を進めるにあたっては、人材育成の支援などの体制整備について検討を進めていきます。

(3) 評価指標と目標値

① グループホーム実施箇所数および定員数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
定員数	12人	18人	18人	18人	18人	18人

② 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

現 状	区内児童養護施設：1施設に5名加配
今後の取組	養育機能強化のための専門職を配置できるよう、引き続き施設と調整を行います。

③ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

現 状	0箇所
今後の取組	今後の需要を把握し、必要に応じて区内児童養護施設での実施について協議していきます。

④ 一時保護専用施設の整備施設数

現 状	0箇所
今後の取組	区内児童養護施設における一時保護専用施設のあり方について検討を行います。

⑤ 家庭支援事業を委託されている施設数【事業ごと】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

7 社会的養護経験者等への自立支援の推進

(1) 現状と課題

① 現状

- 令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等の実情を把握することが、児童相談所設置市が行わなければならない業務として位置づけられるとともに、社会的養護経験者等が交流する場を提供し、生活や仕事に関する相談支援や関係機関の紹介などを行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。
- また、児童自立生活援助事業について、自立援助ホームのほか、里親や児童養護施設等でも実施できるようになるとともに、20歳や22歳といった年齢ではなく、若者の状況や意見・意向、関係機関との調整を踏まえ、児童相談所設置市が必要と判断する時点まで支援を実施できるようになるなど、年齢要件と実施場所が弾力化される改正が行われました。
- 令和6年度中に区の措置が解除となった若者は7名、区内児童養護施設、里親の措置が解除となった若者は3名おり、今後も毎年数名から十数名の若者が自立のために施設・里親のもとから巣立つ見込みです。

【各年度における社会的養護経験者等数（新規）の見込み】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
16人	22人	18人	13人	15人

※区が措置した若者ならびに区内児童養護施設・里親で生活している若者のうち、計画期間内において18歳到達等により自立が見込まれる者および新たに支援が必要となる者を社会的養護経験者等と見込みます。

② 課題

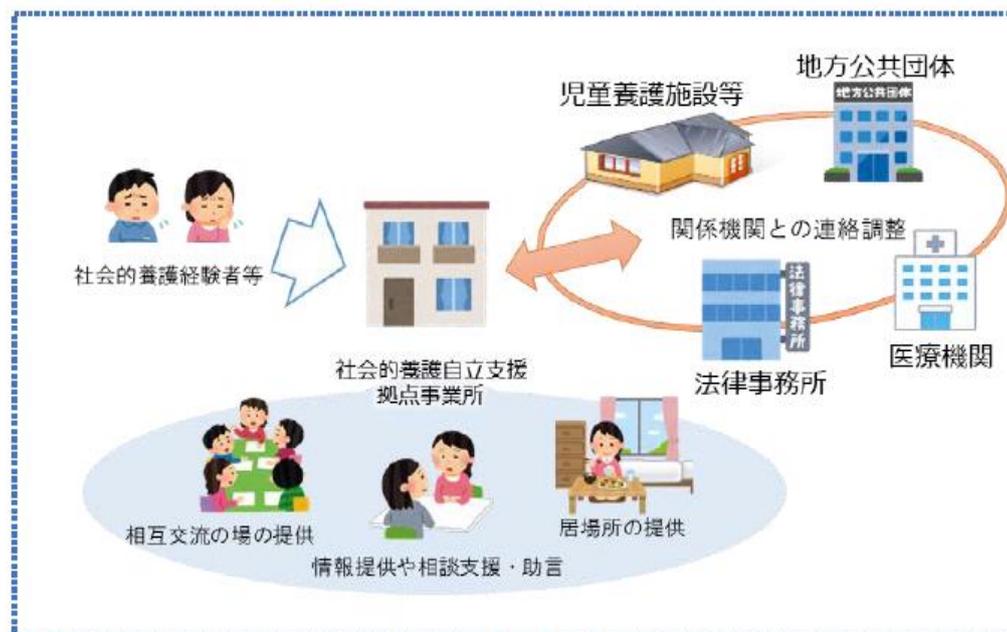
- 区内児童養護施設への聞き取りから、児童養護施設を退所して自立する若者は、児童手当の積立や区から児童養護施設等へ支弁する措置費などで主に生活しますが、家庭による支援が見込みづらいことから、金銭的に困っている実態があることを把握しています。退所後の金銭管理に課題を抱える若者も多く、退所後も身近に相談できる支援者が必要であると考えます。
- 東京都および児童相談所を設置している特別区では広域調整の仕組みを導入していることから、区の子ども・若者が区外の施設等で生活し、自立後も区外で生活することがあるため、施設・里親の所管自治体や自立後の居住自治体とも連携して支援を行っていく必要があります。

(2) 今後の方向性と取組内容

① 社会的養護自立支援拠点事業の実施

- 区では社会的養護経験者等への支援として、生活や仕事に関する相談支援・相互交流の場の提供等により、孤立防止および自立支援を行い、関係機関への必要な支援につなぐことができるよう、社会的養護自立支援拠点事業を令和7年11月より実施しています。
- 事業の実施にあたり、専門的な資格等を有する支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員を配置します。措置解除後の支援に加えて措置解除前から自立に資する支援計画の作成をすることで課題認識等を行い、社会的養護経験者等の措置解除後の生活支援を行うとともに、実態把握に取り組みます。
- 区が措置した若者が自立後に区外に住む場合があることや、東京都や他の児童相談所設置区が社会的養護自立支援拠点事業を行っていることを踏まえ、都内児童相談所設置自治体間での連携を強化するとともに、効果的な事業実施のあり方検討を進めます。

【社会的養護自立支援拠点事業イメージ図】



出典：こども家庭庁「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（令和6年3月）」より

② 児童自立生活援助事業の実施

- 若者の状況や意向を踏まえ、必要に応じて児童養護施設等の関係機関と調整し、児童自立生活援助事業による支援を行います。現在、区内に児童自立生活援助事業所は所在しないため、区外の自立援助ホームや児童養護施設等と調整のうえで実施します。
- 児童養護施設や里親等が児童自立生活援助事業を実施し、児童相談所の措置から引き続いて支援を行うことで、児童養護施設や里親等のもとで暮らす子ども・若者のパーマネンシー保障に寄与することが期待できることから、今後の児童自立生活援助事業に関する需要を把握し、必要に応じて区内児童養護施設および区内里親居宅での実施について協議していきます。
- 区内児童養護施設および里親が本事業を実施することになった場合、必要に応じてフォスターリング機関などの関係機関と連携して支援にあたり、適切に事業実施ができるようサポートします。

③ 経済的支援の実施

- 区では国が定める措置費の基準により措置解除時に進学・就職に向けた支度費を支弁することに加え、令和7年度より区独自事業として進学・就職に向けた準備金の支給および資格取得助成を実施しています。
- 児童養護施設等を退所後に一人暮らしをする場合、東京都および児童相談所を設置している特別区独自で居住費助成を実施しています。
- 区が経済的支援を行った若者に対して、社会的養護自立支援拠点事業の一環として金銭管理に関する講習会を実施するなど、両事業の特性を活かしながら有機的に連携させ、継続的な支援につなげていきます。

④ 社会的養護経験者等への支援体制の整備

- 区は児童相談所を令和6年10月に開設したため、現時点では措置解除後に自立した若者が少ないことから、当面は社会的養護自立支援拠点事業の実施等を中心とした支援体制とし、社会的養護経験者等の実態把握に取り組みます。
- 区が行う子ども若者応援フリースペースなどの若者支援事業や若者支援機関等とも連携を図り、複合的な課題を抱える者については、区の重層的支援体制の仕組みの活用を検討します。
- 社会的養護経験者等の実態把握や、区内児童養護施設等、社会的養護自立支援拠点事業の事業者からの意見聴取を行い、支援体制や事業の改善等へ反映していきます。

(3) 評価指標と目標値

① 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

② 児童自立生活援助事業の実施箇所数

【Ⅰ型】自立援助ホームで実施するもの

現 状	0箇所
今後の取組	今後の需要を把握していきます。

【Ⅱ型】母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設または児童自立支援施設で実施するもの

現 状	0箇所
今後の取組	今後の需要を把握し、必要に応じて区内児童養護施設での実施について協議していきます。

【Ⅲ型】ファミリーホームまたは里親の居宅で実施するもの

現 状	0箇所
今後の取組	今後の需要を把握し、必要に応じて区内里親居宅での実施について協議していきます。

8 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 現状と課題

- 区は、児童相談所の開設に向けて、専門職を経験者採用や人事異動により確保し、他自治体の児童相談所への職員派遣などを通じ実務経験を重ね、人材育成を計画的に行ってきました。令和6年10月の児童相談所開設当初より、法定基準を十分に満たす人員配置を行っています。
- 児童相談所においては児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加え、複雑かつ困難なケースも増加していることから、体制強化を計画的に進めるため、児童福祉司等の増員を着実に進めていく必要があります。
- 相談への対応は困難だけでなく、緊急性を要するケースも多く、超過勤務での対応など、職員の心身の負担は少なくありません。今後も、時代の変化に対応し、児童相談所の運営を長期にわたって安定したものとし、子どもの笑顔をつなげていくためにも、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上を図り、子どもや家庭への支援の質を高めていく必要があります。

○職員配置の状況（令和7年4月1日現在）

部門	職種	配置数
児童相談所	所長	1
	児童相談課長、相談援助担当課長、一時保護担当課長	3
	児童福祉司	34
	児童心理司	15
	保健師	2
	事務	9
	特別職非常勤職員（医師）	1
	会計年度任用職員（警察OB等）	19
一時保護所	児童指導員	32
	心理療法担当職員	2
	看護師	2
	会計年度任用職員（夜間指導員、学習指導員等）	31

(2) 今後の方向性と取組内容

- 児童相談所の対人援助業務は、多くの知識や経験、技術の習得が求められます。また、一人ひとりの子どもごとに支援の方法は異なることに加え、社会や環境の変化にも応じていく必要があります。
そのため、職員のキャリアや経験年数等に応じた研修を計画し、法定研修を受講するだけでなく、外部機関が実施する専門研修を積極的に受講することにより専門性の向上を図っていきます。
- 区の児童相談所は経験の浅い職員も多いため、将来的には児童福祉をはじめ、福祉全般に関する知識・経験を有する職員が児童相談所に配置され、専門性の発揮と資質の向上が図れるよう、専門職のジョブローテーションを実施するとともに、児童相談所長や各部門の長となる職員を安定的に配置できるよう、中長期的なジョブローテーションも検討していきます。
- 児童虐待の予防や重篤化を防止する業務を担う子ども家庭支援センターと法的権限に基づき介入など専門的な対応を担う児童相談所とが両輪となって相互に連携し、両機関の機能や強みを活かすことにより、子どもおよびその家庭の個々の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- 児童相談所内では、職員自身の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言できる環境を整え、心身の不調をきたすことのないよう、風通しのよい職場環境を構築します。また、外部機関からの評価を定期的（3年に1回）も実施します。
- 児童相談所の業務のDX化やAIの導入を進め、職員の負担軽減を図るとともに、業務の効率化により生み出された時間は、子どもや家庭に対する支援に活用します。

(3) 評価指標と目標値

① 児童相談所職員の外部専門研修の受講者延べ人数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
178人	253人	253人	253人	253人	253人

参考資料

計画策定の経過

(1) 品川区児童福祉審議会

学識経験者、弁護士、医師等により構成される「品川区児童福祉審議会」にて意見聴取を行いました。

●会議開催状況

日付	会議名称	内容
令和7年7月7日	令和7年度第1回児童福祉審議会	計画策定の進め方とスケジュールについて
令和7年10月6日	令和7年度第2回児童福祉審議会 里親部会	品川区における里親等への委託推進に向けた取組について
令和7年11月20日	令和7年度第2回児童福祉審議会 子どもの権利擁護部会	素案に関する意見聴取
令和7年12月2日	令和7年度第3回児童福祉審議会 里親部会	素案に関する意見聴取
令和7年12月22日	令和7年度第2回児童福祉審議会	素案決定

(2) 子どもへのアンケート

当事者である子どもに対し、以下のとおりアンケートを実施しました。

実施時期	令和7年6月、9月
対象者	区の一時的保護所に入所している子ども 区内児童養護施設に入所している子ども
内容	権利擁護に関する取組の認知度・満足度 など

(3) 養育者へのヒアリング

子どもやその家庭と直接的な接点のある区内里親および児童養護施設職員に座談会方式でヒアリングを行いました。

①区内里親

実施日	令和7年11月4日
対象者	区内里親（養育家庭）2家庭
内容	区の里親等委託推進の取組について など

②区内児童養護施設

実施日	令和7年10月21日
対象者	区内児童養護施設職員4名
内容	施設機能強化、区の里親等委託推進、施設退所者の自立支援に関する取組について など

(4) 区民意見公募手続（パブリックコメント）

広く区民から意見を聴取するために、区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

実施時期	令和8年2月1日（日）から24日（火）
意見件数	●件

※いただいた意見および区の考え方は区ホームページに掲載しています。

【品川区児童相談所 基本理念】

子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ

笑顔が親から子どもへつながり、子どもの笑顔が地域や学校、まち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として子どもと家庭を支援していきます。

【品川区児童相談所マスコットキャラクター **がるるん**】



子供の森公園で生まれた「こどもリザウルス」のがるるんは、子どもの笑顔がつながるまちを夢見て、子どもたちを見守っています。

がるるんは、児童虐待防止推進や里親制度の啓発など幅広い場面で広報活動を行っています。

品川区児童相談所は、子どもにとってわかりやすく親しみやすい児童相談所を目指します。

品川区社会的養育推進計画
令和8（2026）年度～令和11（2029）年度

令和8（2026）年 ●月発行

発行：品川区

編集：品川区子ども未来部子ども育成課

品川区広町2-1-36

TEL：03-3777-1111（代表）

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>